

特定商取引に関する法律について

2017年12月14日

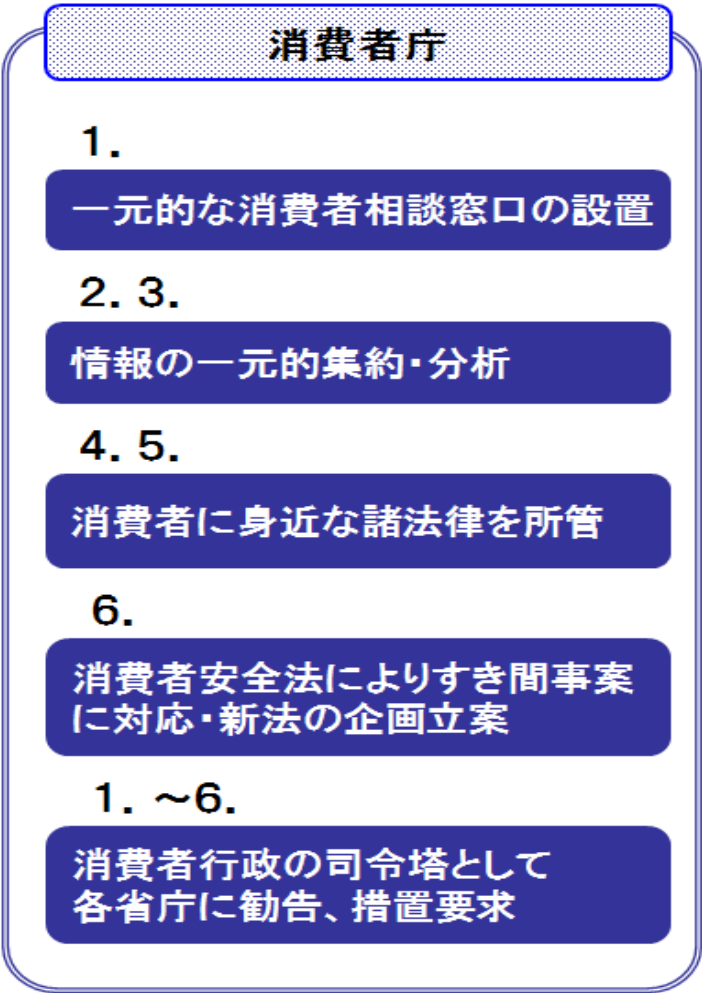
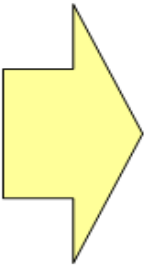
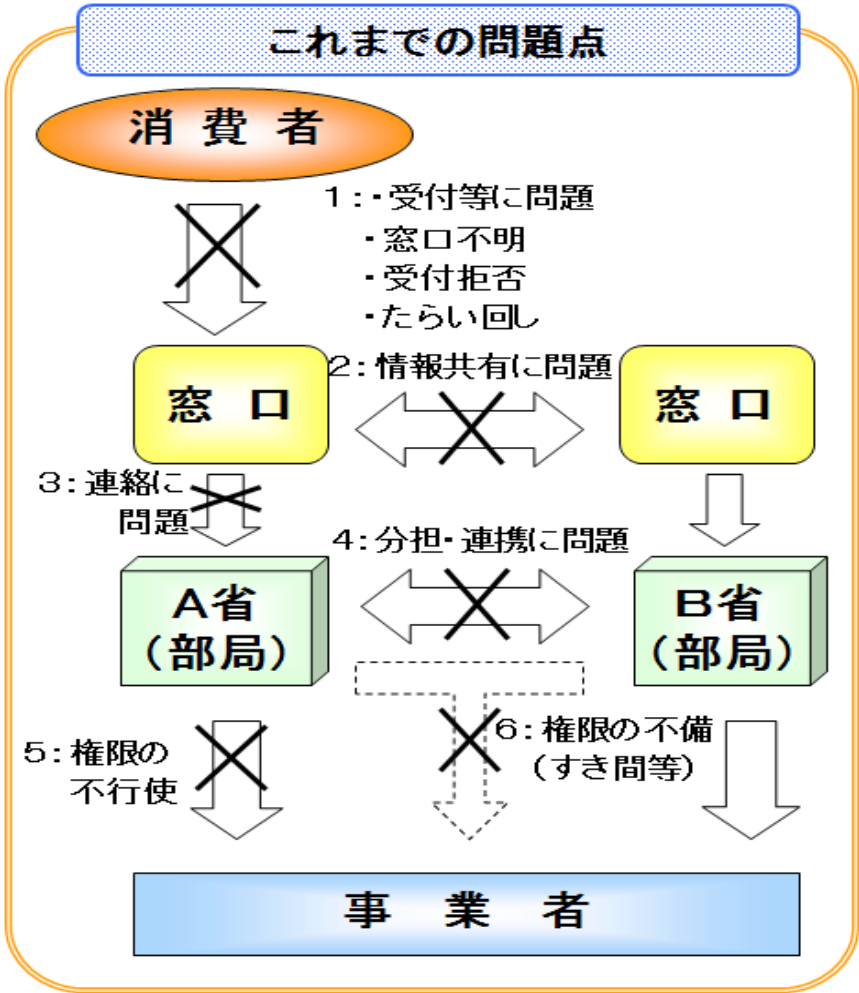
経済産業省

商務・サービスグループ

消費経済企画室

消費者庁の創設

- 2000年代に入り、各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとして、消費者行政が行われる中、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故も表面化した。
- こうした社会状況を踏まえて、消費者行政の「司令塔」、「エンジン役」として、平成21年9月1日に消費者庁が発足した。



(参考) 消費者庁設置時の法整備

組織法

<消費者庁設置法案>

○任務、所掌事務、消費者政策委員会、等
＊これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

<関係法律の整備法案>

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用
- (表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
- (取引) 特定商取引法、特定電子メール法、貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法 等
- (安全) 消費生活用製品安全法 等

すき間
↑

各省庁所管法

すき間
↑

各省庁所管法

(事業者への
勧告・命令等)

措置要求

(事業者への
勧告・命令等)

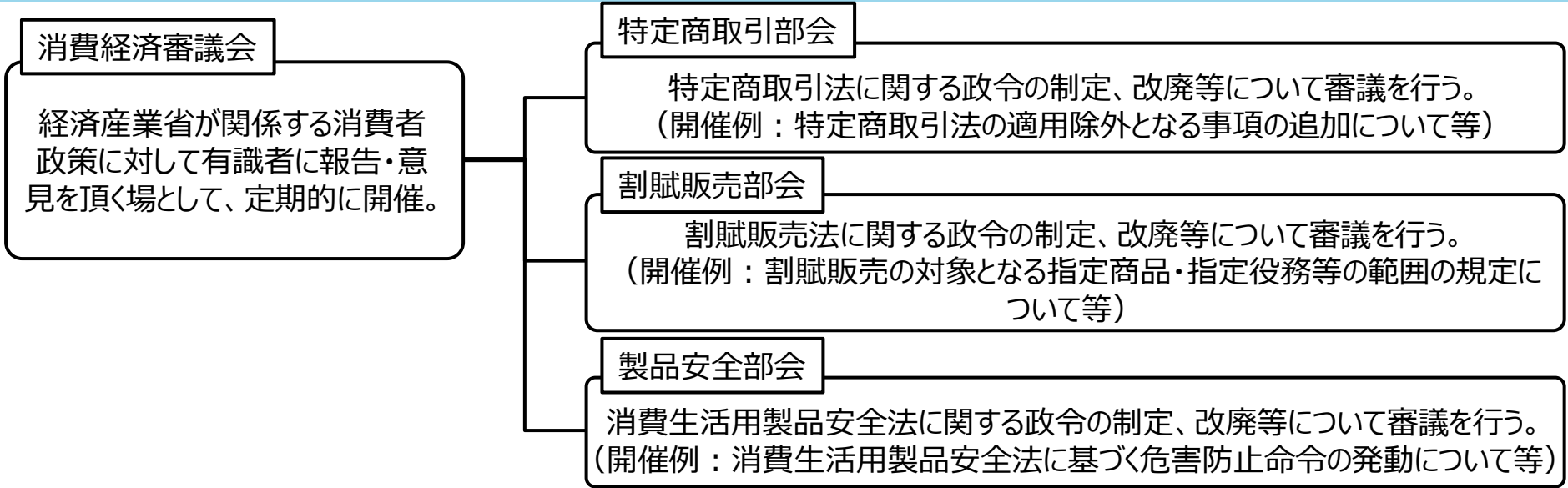
措置要求

<消費者安全法案>

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(＊))
＊事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令

消費経済審議会について

- 消費経済審議会は、経済産業省設置法にて定められた審議会であり、現在、審議会の下に三つの部会が設置し、それぞれの法律に係る事項を処理している。
- このたび、省内グループ再編による「商務・サービスグループ」の発足に伴い、消費経済審議会本委員会に関して、経済産業省が関係する消費者政策に対して有識者に報告・意見を頂く場として、定期的を開催する方針としたい。



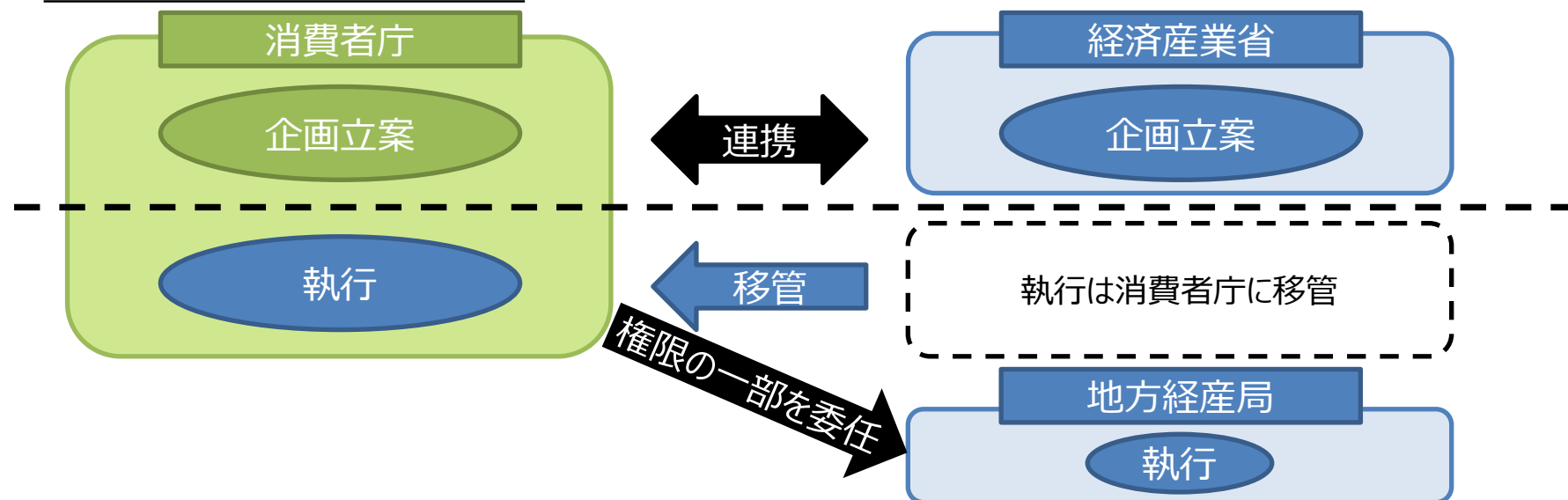
経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）

（設置）
第六条 本省に、次の審議会等を置く。
産業構造審議会 消費経済審議会
（消費経済審議会）
第八条 消費経済審議会は、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）及び消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

特定商取引に関する法律における経産省・消費者庁の役割の整理

- 消費者庁設置時まで、特定商取引に関する法律については経済産業省にて所管していたが、消費者庁設置に伴い、下記の通り整理がなされているところ。
 - 企画立案に関しては、消費者庁に移管されるが、経済産業省も「商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等」の観点から連携。
 - 執行については、消費者庁が一元的に担う。（地方における執行に関しては地方経産局長に一部委任）

特商法に関する権限の移転



消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）より

【特定商取引に関する法律】

- ・消費者保護に係る権限(企画立案、執行)を消費者庁に移管する。これに伴い、経済産業省の執行に係る所要の組織・定員を移管し、消費者庁がこの法律に係る執行を一元的に行う。
- ・なお、主務大臣は、内閣総理大臣に加え、経済産業大臣及び物資等所管大臣とする。
- ・経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携する。
- ・地方における執行にあたっては、消費者庁は、地方経済産業局長に権限の一部を委任する。

特定商取引に関する法律の概要

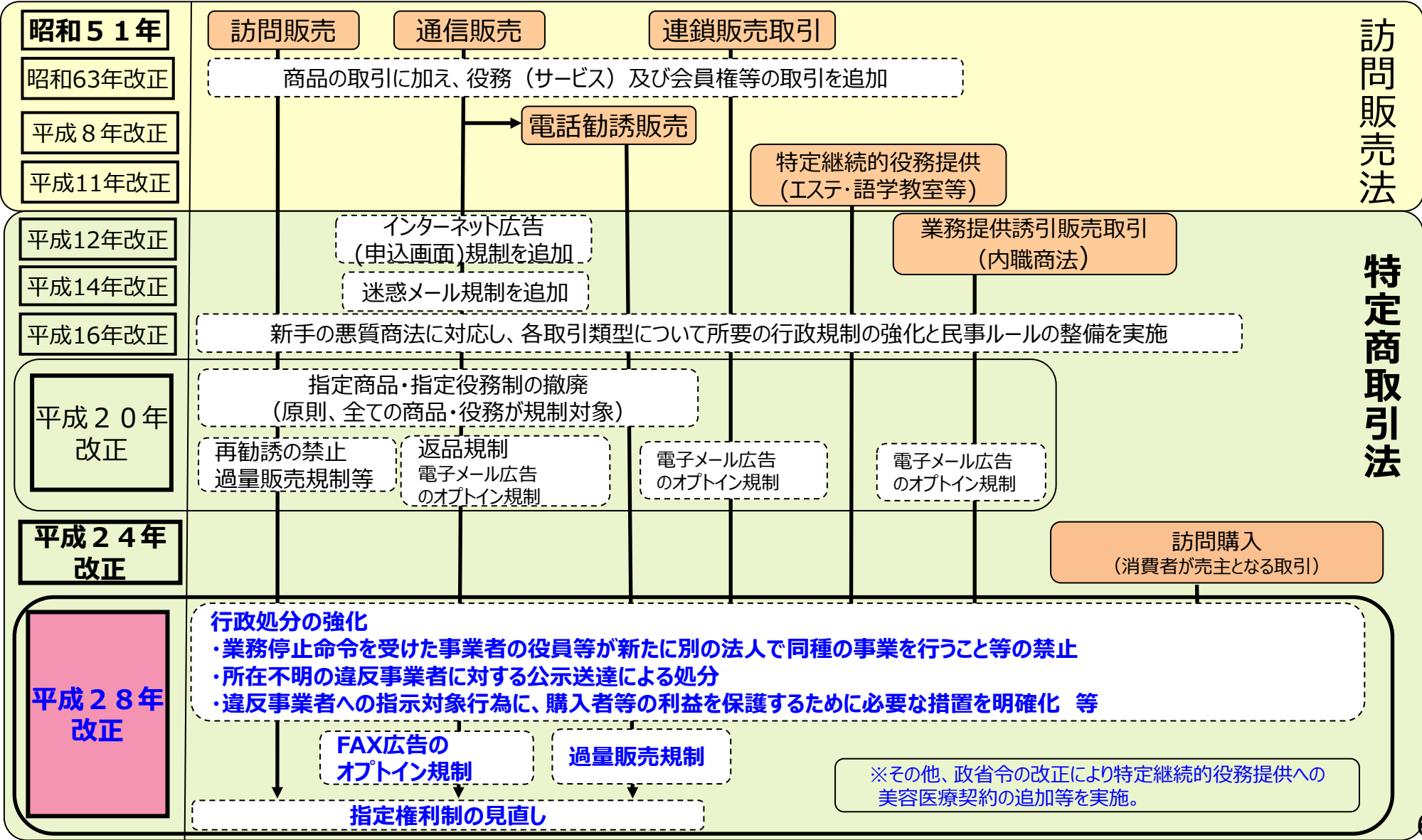
「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律（旧称：訪問販売等に関する法律）。

1. 本法律の対象となっている取引類型
（消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける） 1. 訪問販売 自宅等への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売）等 2. 電話勧誘販売 電話で勧誘し、申込を受ける販売 （事業者と対面して商品や販売条件を確認できない） 3. 通信販売 新聞、雑誌、インターネット等の広告による場合など、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売 ★訪問販売、電話勧誘販売、通信販売は原則すべての商品・役務が対象 （長期・高額の負担を伴う） 4. 特定継続的役務提供 長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引（エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室が対象） （ビジネスに不慣れな個人を勧誘する） 5. 連鎖販売取引 個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売 6. 業務提供誘引販売取引 「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等をもって金銭負担を負わせる取引 （消費者が自ら求めないのに、購入の勧誘を受ける） 7. 訪問購入（平成25年2月21日施行） 消費者の自宅等を訪問し、物品を購入するいわゆる「押し買い」

2. 法律の内容
①行政規制 被害拡大防止のためルールが設けられ、法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある。 i) 氏名等の明示の義務づけ 勧誘開始前に目的や事業者名などを消費者等に告げることを義務づけ ii) 不当な勧誘行為の禁止 不実告知（虚偽説明）、重要事項の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為等を禁止、再勧誘の禁止、迷惑勧誘等の禁止 iii) 広告規制 ①広告に重要事項の表示を義務づけ（通信販売では返品特約等） ②虚偽・誇大な広告を禁止 ③請求や承諾なしに電子メール広告やファクシミリ広告を送信することを禁止 iv) 書面交付義務 契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ v) 告知義務 訪問購入業者は、クーリング・オフ期間は物品の引渡しを拒むことができる旨告げることを義務付け ②民事ルール 行政規制とは別に、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。 i) クーリング・オフ 契約後一定の期間（訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間）、無条件で解約することが可能。 訪問購入では、クーリング・オフ期間中物品の引渡しを拒むことが可能。 ii) 中途解約・過量販売解除 特定継続的役務提供・連鎖販売取引では、クーリング・オフに加えて、将来に向かって契約解除が可能（中途解約）。 訪問販売及び電話勧誘販売では、購入者にとって特別の事由なく、通常必要とされる分量を著しく超える契約をした場合、解除が可能（過量販売解除）

特定商取引法の主な改正の変遷

- 特定商取引法は昭和51年の成立以降（当時の正式名称は「訪問販売等に関する法律」）、社会事情の変遷に併せて幾度もの見直しが行われてきている。



訪問販売法

特定商取引法

特定商取引法の主な改正の変遷

- 消費者庁設置以降に関しては、平成24年及び平成28年に改正がなされている。

平成24年改正

【訪問購入を取引類型に追加】

● 背景

平成22年度以降、貴金属等を中心に、訪問購入（押し買い）に関し、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増。

< P I O - N E T （全国消費生活情報ネットワークシステム）
での相談件数 >

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
30	69	138	2424	4142

● 改正内容

訪問購入を「営業所等以外の場所において行う物品（原則、全ての物品が対象※1）の購入」と定義づけ、

- ・購入業者に対し、氏名等の明示・再勧誘の禁止・書面交付義務等の行為規制、
- ・8日以内の契約解除等を可能とするクーリング・オフ等の民事規定
- ・業務停止命令等の国の行政処分
- ・違反事業者への罰則規定

について整備を行った。

※1 訪問購入に係る消費者トラブル等のおそれがないと認められる物品については政令で対象から除外

平成28年改正

【消費者委員会の答申を踏まえた改正】

● 背景

平成20年改正法の附則※2を受け、平成27年1月に内閣総理大臣より消費者委員会へ諮問が行われ、同年の計18回に及ぶ審議を経て、平成28年1月に消費者委員会より答申が提出。

答申の内容を踏まえ、同年3月に改正法案を国会に提出。

● 改正内容

<行政規制の新設及び民事ルールの拡充>

- （1）アポイントメントセールスの誘引方法等の追加【訪問販売等】
- （2）金銭借入や預貯金の引出し等に関する禁止行為の導入【訪問販売等】
- （3）ファクシミリ広告への規制の導入【通信販売】
- （4）定期購入契約に関する表示義務の追加・明確化【通信販売】
- （5）過量販売規制の導入【電話勧誘販売】
- （6）美容医療契約の特定継続的役務提供への追加 等

<法執行能力の強化>

- （1）業務禁止命令の新設
- （2）業務停止命令の期間の伸長
- （3）罰則の引上げ 等

※2 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
（平成二十年法律第七十四号）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成24年8月22日公布

典型的な取引の流れのイメージ(勧誘からクーリング・オフ期間中まで)

訪問購入業者の転売先（第三者）への引渡しに関する義務

売主（消費者）

- （勸誘前）
 - ・事業者名・勧誘目的等の明示義務
 - ・不招請勧誘の禁止、勧誘意思の確認義務
- （勸誘開始段階） 再勧誘の禁止
- （勸誘中） 不実告知や威迫、困惑等の禁止
- （契約締結時等） 売買契約成立
 - 書面を交付
- （契約締結後）
 - クーリング・オフ期間中は物品を引き渡さなくてもよい

訪問購入業者

- クーリング・オフ期間（8日間）
- 第三者へ物品を引き渡した際、引渡しに係る情報の通知義務
- 売買契約の履行（購入代金の支払い、購入物品の引渡し）

転売先（第三者）

- 第三者へ物品を引き渡す際、物品がクーリング・オフされた旨等の通知義務
- 第三者（善意無過失の者を除く）に対して物品の所有権を主張できる

違反業者に対しては、業務停止等を命令。悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象。

(参考) 平成28年特商法及び同法施行令改正概要 (平成29年12月1日施行)

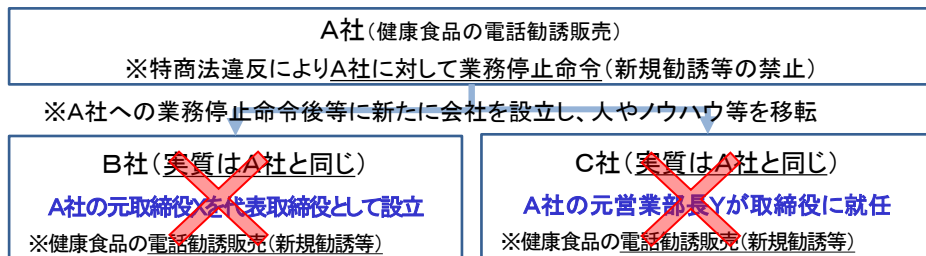
○: 法律事項 ●: 政令事項

1. 悪質事業者への対応

○●次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処

- ・業務停止を命ぜられた法人の**役員(取締役等)**や**当該業務を統括する使用人(例: 営業部長)**等に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。[違反した場合、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金<新設>]

【対応イメージ】



○業務停止命令の期間の伸長 (最長1年→2年)

○刑事罰の強化

- ・不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引上げ
- ・業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引上げ 等

●立入検査等の対象者の拡大

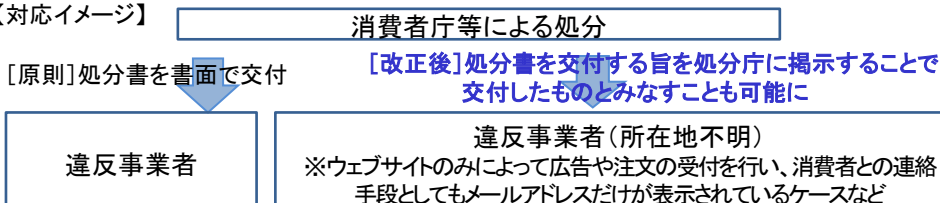
- ・販売業者の親会社が販売業者に対して勧誘方法の指示をしている場合があること等を踏まえ、**立入検査及び報告徴収の対象となる「密接関係者」**に販売業者等の親法人、子法人等を追加する。

2. 所在地不明の違反事業者への対応

○所在地不明の違反事業者に対する公示送達による処分

- ・違反事業者の所在地が不明な場合に、処分書を交付する旨を一定期間掲示することにより事業者へ交付されたものとみなし(**公示送達**により)処分を可能とする。

【対応イメージ】



3. 過量販売への対応

○電話勧誘販売における過量販売規制の導入(訪問販売ルール of 拡張)

- ・電話勧誘販売において、消費者が日常生活において**通常必要とされる分量を著しく超える商品**の売買契約等について、行政処分(指示等)の対象とするとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする(消費者にその契約を締結する特別の事情がある場合を除く)。

【過量のイメージ】

- ◇寝具(4か月で6回購入)
- ◇化粧品(72本の化粧水と乳液、2,160袋のパウダーを購入) など

4. 美容医療契約の規制対象への追加

●一定の美容医療契約を特定継続的役務提供に追加

- ・役務の提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超える美容医療契約のうち、①脱毛、②にきび・しみ・そばかす・ほくろの除去、③肌のしわ・たるみ取り、④脂肪の溶解、⑤歯のホワイトニング等について、主務省令で定める方法(例: 光の照射、薬剤の注射)によるものを**特定継続的役務提供**に追加する。

【効果】

- ◇美容医療を提供する事業者に対し、契約書面等の交付が義務付けられる。
- ◇消費者は契約書面の受領から8日間は「クーリング・オフ」が可能となる。
- ◇クーリング・オフ期間経過後の中途解約時に、消費者が請求される違約金の金額に上限が設けられる。等

5. その他

○訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における規制対象の拡大(指定権利制の見直し)

○通信販売におけるファクシミリ広告への規制の導入(電子メール広告における規制の拡充)

- ・ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対するファクシミリ広告の提供を禁止する(オプトイン規制)。

○取消権の行使期間の伸長

- ・現在の6月から1年に伸長する。

など